

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出について

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年10月25日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか44名

自民党市議団、公明党市議団、
国民・みらい市議団、京都党市議団、
無所属(大西)、無所属(豊田)、
無所属(やまぞ)、無所属(山本)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京都市会議長名

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9パーセントの普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代へと変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど、大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめとする昨今の自然災害による水道被害は、全国で頻発している状況にある。

京都市では、老朽化した管路や施設の更新及び耐震化を進めており、国の「水道管路緊急改善事業」によって配水管の更新に補助が受けられることとなったものの、更新対象の大部分を占める支線配水管が含まれていないことから、依然として十分な財政支援を受けることができない状況にある。

また、京都市では、将来にわたり山間地域に水道水を安定供給するため、平成29年度に簡易水道事業を市全体の水道事業に統合したが、旧簡易水道の施設についても、国からの更なる老朽化対策への支援が必要である。

よって国におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化を図るため、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、国庫補助対象の拡大と所要額の確保に努めること。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さ

らには官民連携の推進等の具体的な措置を講じることにより、水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。